

就労継続支援B型(在宅利用)の具体的な事例

支給決定ができる事例

	申出事由	審査内容
重度障害により通所が困難な事由	対人不安があり、人と接することや人数が多いと緊張することを理由に在宅利用ができませんか？	<p>普段の外出の状況を確認、障害の特性や状況、事業所の支援方法、今後の通所に向けた取り組み、および認定期間における通所による利用の実現の見込みなどを勘案して在宅利用の可否を決定します。</p> <p>【具体的な確認内容】</p> <p>1. 普段の外出の状況を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出の頻度(買い物、通院、散歩など)、状況(一人での外出)等 ・公共交通機関の利用状況 <p>2. 重度障害によって通所できない理由の確認</p> <p>3. 事業所の本人支援への方法や環境調整・通所に向けた取り組みの確認</p> <p>※一人で外出することが可能な方は、通所での利用が原則となります。なお、要件に該当する場合は、期間を区切り、在宅利用の決定をします。</p>
	うつ病で外出が難しい場合があり、在宅利用はできますか？	
	脅迫性障害で外出が難しい場合があり、在宅利用はできますか？	
	人混みや対面での活動を負担に感じており、外出が難しい場合があり、在宅利用はできますか？	
	パニックになることがあり、公共交通機関の利用が難しい場合、在宅利用はできますか？	
	ALSや筋ジストロフィーなどで、身体に障害があり、物理的に通所が難しい場合は在宅利用はできますか？	
がんの治療中で体力が低下しており、通所が難しい場合は、在宅利用はできますか？	既に就労継続支援・就労移行支援を利用している場合は、在宅利用ができる場合がありますので、お問い合わせください。がんの治療のみを理由として在宅利用とはならず、在宅勤務の希望や、通所による利用を目的として、その支援効果が認められる場合、支給決定を検討します。	

支給決定ができない事例

	申出事由	審査内容
高齢者・認知症・生活支援など	認知症の改善のためにリハビリを兼ねて作業をしたいのですが、在宅利用はできますでしょうか？	在宅支援に関しては、作業の進捗報告などの一定の自己管理能力が求められます。特に、認知症や物忘れが多い方の支援においては、通所により対面での支援に効果があると考えます。そのため、認知症の方等は、適切なサービスとして通所を原則に決定をいたします。また、認知症の状況によっては、介護保険のサービス利用もご検討ください。
	忘れ物や物忘れが多いのですが、在宅利用はできますでしょうか？(記憶能力の低下、判断の緩慢さ)	
	日常生活に家族の支援が必要な状況であり、在宅利用で安否確認や生活支援をしてほしいのですが可能でしょうか？	加齢に伴い支援が必要な場合は、介護保険の生活支援のサービスを利用することをご検討ください。就労継続支援は、通所が原則であることや本人の一般就労に向けた能力向上を目的としているため、家庭での生活安定や家族の生活支援を目的による在宅利用は適切ではないと考えます
	安心した生活を続けるために在宅利用をしたいのですが可能でしょうか？	
	収入少なく今後の生活に不安があるため、在宅利用で作業をしたいのですが可能でしょうか？(工賃を獲得したい。)	工賃や収入確保は、サービスを利用する動機になると考えますが、在宅利用の申出事由に該当しません。通所によるサービス利用が原則となります。
	加齢に伴い機能低下を防ぐために、指先を動かしてリハビリをしたい。在宅利用はできますでしょうか？	就労継続支援は、通所が原則であることや一般就労に向けた能力向上を目的としているため、加齢に伴うリハビリのみを目的に在宅利用の申出はできません。状況によっては、介護保険のサービス等をご検討ください。
	不眠で生活のリズムが崩れているので、時間を気にせず作業をしたい。在宅利用はできますでしょうか？	在宅利用は、自由度が高い反面、作業の進捗報告などの一定の自己管理能力が求められます。就労継続支援は、通所が原則であるため、例えば、午後からの通所を促すなどの、通所できる時間帯の検討を行い、通所時間を設定し、徐々にその時間帯を増やすことにより、より就労の機会を広げる支援をすることが適切であると考えます。
	在宅であれば、安心して取り組むことができるので、利用したい。	在宅利用は、在宅での一般就労が見込めることや通所への移行することを目的としています。その基準に照らしあわせて、就労継続が適したサービスかどうか、ご検討ください。
	家事ができないときがあるのですが、在宅利用は可能でしょうか？	在宅利用の時間帯は、作業やプログラムを遂行する時間となります。家事ができない状況では、在宅利用の作業が困難であると考えます。また、就労継続支援は、通所が原則になります。生活支援が必要な場合は、居宅介護等の申請をご検討ください。
子育てをしており、通所が難しいのですが、在宅利用はできますでしょうか？	在宅利用の時間帯は、作業やプログラムを遂行する時間となります。また、重度の障害を理由に支給決定されるものです。就労継続支援は、通所が原則になりますので、通所できる時間帯の工夫等をご検討ください。	
化学物質過敏症で、外出が難しい場合があり、在宅利用はできますか？	障害特性に基づく事由で在宅利用の申し出が必要になります。化学物質過敏症は、障害福祉サービスの利用対象となる事由(障害者、難病等対象者、障害児)に該当しません。	

その他

<p>なぜ就労継続支援B型の在宅利用に認定期間の上限があるのですか？</p>	<p>就労継続支援B型は、原則通所での利用となります。通常の事業所に雇用されることが困難な者が対象となっており、障害特性に応じた適切な支援を受ける必要があります。国通知のとおり、利用者の訓練等の状況を直接確認し、原則として対面での支援を行うことが求められていることから、原則外で行う在宅利用は通所への段階的な支援もしくは、在宅勤務での一般就労へ向けた訓練と位置付けております。なお、就労移行支援は、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者が利用していることや標準利用期間が2年間であるを踏まえ、段階的に就労へのステップアップを図る期間として、設定させていただいています。また、精神症状の増悪等で一時的に在宅利用が必要な方についても対象としております。なお、就労継続支援A型は、雇用契約等に基づき就労する者が対象となっていることから利用期間に上限を定めておりません。</p>
<p>多様な働き方がある中で、就労継続支援B型の利用期間に上限があることはどのように考えていますか？</p>	<p>就労継続B型は、通常の事業所に雇用されることが困難な者が対象となっており、障害特性に応じた適切な支援を受ける必要があります。また、国通知のとおり、利用者の訓練等の状況を直接確認し、原則として対面での支援を行うことが求められていることから、在宅利用は、例外的な取り扱いとして通所への段階的な支援もしくは、在宅勤務での一般就労へ向けた訓練と位置付けております。その前提を踏まえ、本人支援においては、在宅支援を通じて、在宅での一般就労へ向けた自己管理能力の向上や、生活リズムの安定、環境調整や補完手段の獲得を促しつつ、外出範囲の拡大や通所日数を増やすこと、期間内に通所や在宅勤務(一般就労)に移行が適切と考えます。なお、一般就労だけでなく、就労移行支援へつなげていくことや、就労継続支援A型での雇用契約にもとづく就労へつなげるなど、通所と在宅利用を織り交ぜた効果的な支援を図るよう努めてください。</p>